

平成17年度
社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)
結果の概況

目次	頁
報告の概要	1
結果の概要	
1 生活保護関係	
(1) 被保護世帯数	2
(2) 被保護実人員	3
(3) 保護開始の主な理由	4
2 身体障害者福祉関係	5
3 知的障害者福祉関係	
(1) 療育手帳交付台帳登録数	5
(2) 知的障害者援護施設の施設数・定員・在籍人員	6
4 婦人保護関係	6
5 老人福祉関係	
(1) 老人ホームの施設数・定員	7
(2) 老人クラブ数・会員数	7
6 民生委員関係	8
7 社会福祉法人関係	8
8 児童福祉関係	
(1) 保育所の施設数・定員・在籍人員	9
(2) 児童相談所における相談の種類	9
(3) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数	10
9 戦傷病者特別援護関係	10
用語の定義	11

平成17年度社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)の結果は厚生労働省ホームページにも掲載されています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

報 告 の 概 要

1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とした。

2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とした。

3 報告の種類及び時期

月報(9表)及び年度報(56表)とした。

月 報 (国への提出期限：翌月末)

年度報 (国への提出期限：翌年度4月末、ただし、一部のものについては当該年度4月末・10月末・11月末)

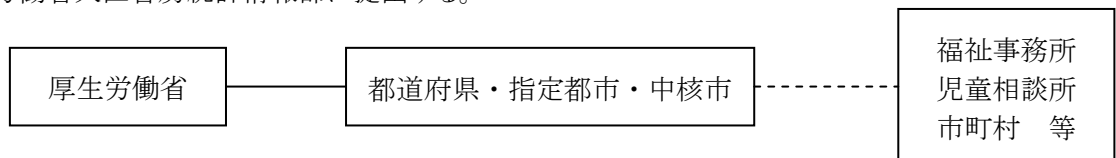
4 報告事項

生活保護関係、身体障害者福祉関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係

5 報告の方法及び系統

(1) 企画は厚生労働省大臣官房統計情報部が省内各部局の協力を得て行った。

(2) 都道府県、指定都市及び中核市は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省大臣官房統計情報部に提出する。



6 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
比率が微少(0.05未満の場合)	0.0
減少数又は減少率	△

(2) 施設数については活動中の施設について集計した。

(3) この概要に掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数にあわない場合もある。

結果の概要

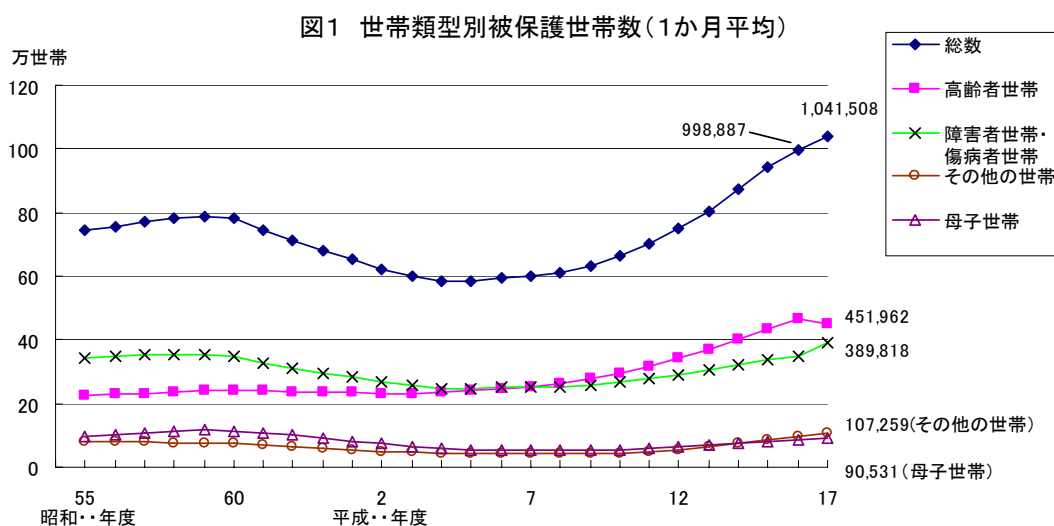
1 生活保護関係

(1) 被保護世帯数

平成17年度の1か月平均の「被保護世帯数」は1,041,508世帯で、前年度に比べ42,621世帯（前年度比4.3%）増加した。

被保護世帯数を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が451,962世帯と最も多い。

なお、「高齢者世帯」は前年度に比べ減少しているが、これは「高齢者世帯」の定義を、平成16年度までは「男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」としていたものを、平成17年度からは「男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯」と変更したことによるものである。（図1、表1）



注：1) 総数には保護停止中の世帯も含む。
2) 平成17年度から、世帯類型の定義を変更した。（詳細は11頁「用語の定義」を参照）

表1 世帯類型別被保護世帯数の年次推移(1か月平均)

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	805,169	870,931	941,270	998,887	1,041,508	42,621	4.3
高齢者世帯	370,049	402,835	435,804	465,680	451,962	△13,718	△2.9
障害者世帯・傷病者世帯	303,554	319,301	336,772	349,844	389,818	39,974	11.4
その他の世帯	61,930	72,403	84,941	94,148	107,259	13,111	13.9
母子世帯	68,460	75,097	82,216	87,478	90,531	3,053	3.5

注：1) 総数には保護停止中の世帯も含む。
2) 平成17年度から、世帯類型の定義を変更した。（詳細は11頁「用語の定義」を参照）

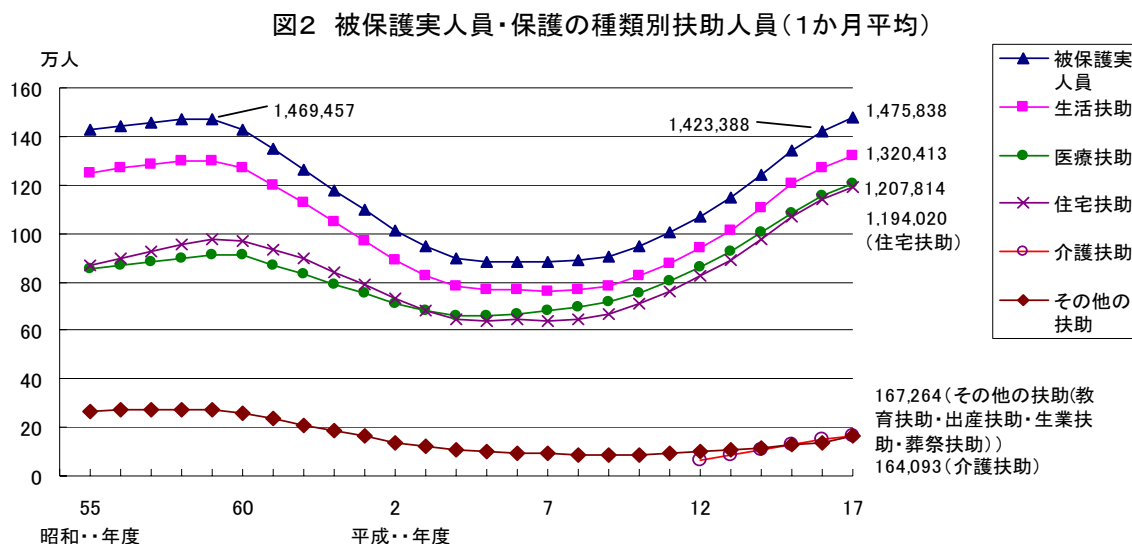
(2) 被保護実人員

平成17年度の1か月平均の「被保護実人員」は1,475,838人で、前年度と比べ52,450人（前年度比3.7%）増加している。

保護の種類別に扶助人員をみると、「生活扶助」が1,320,413人と最も多く、次いで「医療扶助」1,207,814人等となっている。

また、「介護扶助」は164,093人で、前年度に比べ16,854人（同11.4%）増加している。

（図2、表2）



注：1）「その他の扶助」は、「教育扶助」・「出産扶助」・「生業扶助」・「葬祭扶助」の合計である。
 2）その他の扶助中の生業扶助については、平成17年4月より高等学校等修学費の区分が追加された。

表2 被保護実人員・保護の種類別扶助人員の年次推移（1か月平均）

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
被保護実人員	1 148 088	1 242 723	1 344 327	1 423 388	1 475 838	52 450	3.7
生活扶助	1 014 524	1 105 499	1 201 836	1 273 502	1 320 413	46 911	3.7
医療扶助	928 527	1 002 886	1 082 648	1 154 521	1 207 814	53 293	4.6
住宅扶助	891 223	975 486	1 069 135	1 143 310	1 194 020	50 710	4.4
介護扶助	84 463	105 964	127 164	147 239	164 093	16 854	11.4
施設介護	18 003	22 679	26 640	29 213	31 875	2 662	9.1
介護老人福祉施設	5 683	8 043	10 216	12 158	13 981	1 823	15.0
介護老人保健施設	6 655	8 010	9 226	9 967	10 936	969	9.7
介護療養型医療施設	5 665	6 627	7 198	7 088	6 958	△ 130	△ 1.8
居宅介護	66 460	83 285	100 524	118 027	132 218	14 191	12.0
その他の扶助 (教育扶助・出産扶助・生業扶助・葬祭扶助)	107 028	116 848	127 121	135 272	167 264	31 992	23.7

注：1）「その他の扶助」は、「教育扶助」・「出産扶助」・「生業扶助」・「葬祭扶助」の合計である。
 2）その他の扶助中の生業扶助については、平成17年4月より高等学校等修学費の区分が追加された。

(3) 保護開始の主な理由

平成17年9月中の保護開始世帯数は15,662世帯で、前年に比べ1,388世帯(前年比8.1%)減少している(表3)。

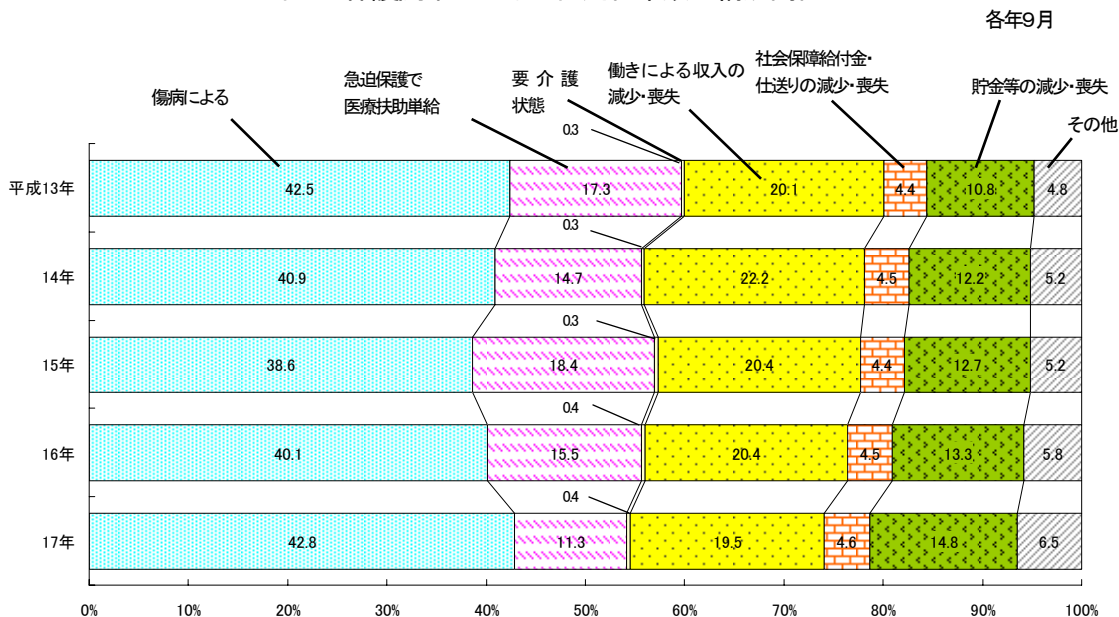
保護開始の主な理由を構成割合で見ると、「傷病による」が42.8%と最も多く、次いで「働きによる収入の減少・喪失」が19.5%、「貯金等の減少・喪失」が14.8%等となっている(図3)。

表3 保護開始の主な理由別世帯数の年次推移

	総数	傷病による			急迫保護で医療扶助単給	要介護状態	働きによる収入の減少・喪失				社会保障給付金・仕送りの減少・喪失	貯金等の減少・喪失	その他
		総数	世帯主の傷病	世帯員の傷病			総数	働いていた者の死亡・離別等	失業	その他			
平成13年	14 757	6 265	6 032	233	2 546	45	2 959	834	695	1 430	643	1 594	705
14	16 894	6 905	6 692	213	2 484	43	3 747	941	1 096	1 710	768	2 065	882
15	19 440	7 498	7 234	264	3 575	57	3 966	944	1 241	1 781	861	2 464	1 019
16	17 050	6 833	6 578	255	2 647	61	3 484	877	1 023	1 584	766	2 269	990
17	15 662	6 704	6 465	239	1 777	57	3 052	737	903	1 412	728	2 323	1 021
対前年増減数													
平成14年	2 137	640	660	△ 20	△ 62	△ 2	788	107	401	280	125	471	177
15	2 546	593	542	△ 51	1091	14	219	3	145	71	93	399	137
16	△ 2 390	△ 665	△ 656	△ 9	△ 928	4	△ 482	△ 67	△ 218	△ 197	△ 95	△ 195	△ 29
17	△ 1 388	△ 129	△ 113	△ 16	△ 870	△ 4	△ 432	△ 140	△ 120	△ 172	△ 38	54	31
対前年増減率(%)													
平成14年	14.5	10.2	10.9	△ 8.6	△ 2.4	△ 4.4	26.6	12.8	57.7	19.6	19.4	29.5	25.1
15	15.1	8.6	8.1	23.9	43.9	32.6	5.8	0.3	13.2	4.2	12.1	19.3	15.5
16	△ 12.3	△ 8.9	△ 9.1	△ 3.4	△ 26.0	7.0	△ 12.2	△ 7.1	△ 17.6	△ 11.1	△ 11.0	△ 7.9	△ 2.8
17	△ 8.1	△ 1.9	△ 1.7	△ 6.3	△ 32.9	△ 6.6	△ 12.4	△ 16.0	△ 11.7	△ 10.9	△ 5.0	2.4	3.1

注: 1) 保護開始の主な理由については9月中のみ把握している。
 2) 「失業」は、「定年・自己都合退職」及び「勤務先都合(解雇等)」をいう。
 3) 「働きによる収入の減少・喪失」の「その他」は、「高齢による収入の減少」、「事業不振・倒産」及び「その他の働きによる収入の減少」をいう。

図3 保護開始の主な理由別世帯数の構成割合



2 身体障害者福祉関係

平成 17 年度末現在の身体障害者手帳交付台帳登録数は 4,795,033 人で、前年度に比べ 122,643 人（前年度比 2.6%）増加している（表 4）。

表 4 身体障害者手帳交付台帳登録数の年次推移

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	各年度末現在	
						対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	4 373 295	4 448 948	4 559 965	4 672 390	4 795 033	122 643	2.6
18歳未満	109 220	108 280	108 011	108 945	108 901	△ 44	△ 0.0
18歳以上	4 264 075	4 340 668	4 451 954	4 563 445	4 686 132	122 687	2.7
視覚障害	393 870	389 508	388 326	389 304	389 099	△ 205	△ 0.1
聴覚・平衡機能障害	437 468	435 997	436 017	440 394	444 381	3 987	0.9
音声・言語・そしゃく機能障害	53 345	54 077	55 650	56 884	57 844	960	1.7
肢体不自由	2 480 584	2 512 260	2 560 211	2 610 135	2 670 928	60 793	2.3
内部障害	1 008 028	1 057 106	1 119 761	1 175 673	1 232 781	57 108	4.9

3 知的障害者福祉関係

(1) 療育手帳交付台帳登録数

平成 17 年度末現在の療育手帳交付台帳登録数は 698,761 人で、前年度に比べ 30,059 人（前年度比 4.5%）増加している（表 5）。

表 5 療育手帳交付台帳登録数の年次推移

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	各年度末現在	
						対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	592 088	614 707	640 713	668 702	698 761	30 059	4.5
18歳未満	138 030	144 361	153 456	163 688	173 438	9 750	6.0
18歳以上	454 058	470 346	487 257	505 014	525 323	20 309	4.0

(2) 知的障害者援護施設の施設数・定員・在籍人員

平成17年度末現在の知的障害者援護施設の施設数は3,992施設、定員は190,379人で、前年度に比べ219施設（前年度比5.8%）、5,680人（同3.1%）増加している（表6）。

表6 知的障害者援護施設の施設数・定員・在籍人員の年次推移

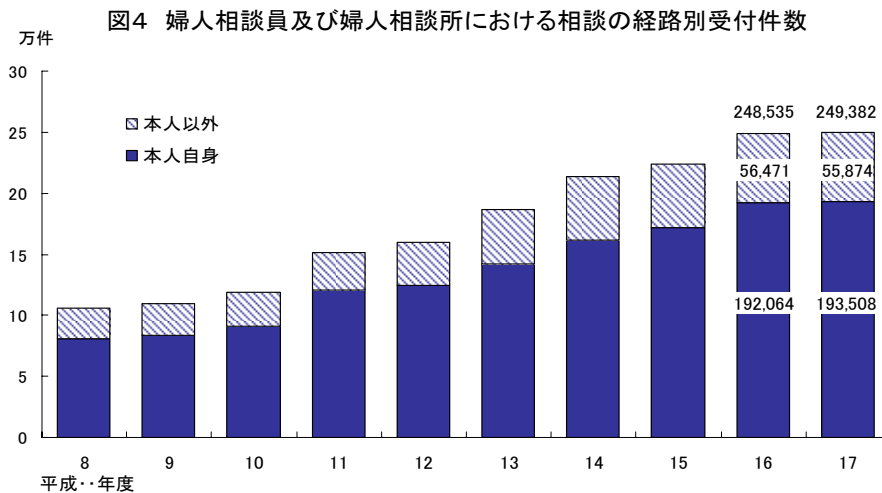
	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	各年度末現在	
						対前年度	
						増減数	増減率(%)
施設総数	3 162	3 327	3 538	3 773	3 992	219	5.8
知的障害者更生施設	1 740	1 802	1 882	1 965	2 031	66	3.4
知的障害者授産施設	1 223	1 320	1 446	1 599	1 751	152	9.5
知的障害者通勤寮	123	124	127	125	127	2	1.6
知的障害者福祉ホーム	76	81	83	84	83	△ 1	△ 1.2
定員総数	160 680	167 424	176 707	184 699	190 379	5 680	3.1
知的障害者更生施設	104 350	107 380	111 837	114 525	115 794	1 269	1.1
知的障害者授産施設	52 519	56 179	60 842	66 147	70 543	4 396	6.6
知的障害者通勤寮	2 897	2 907	3 027	2 972	2 992	20	0.7
知的障害者福祉ホーム	914	958	1 001	1 055	1 050	△ 5	△ 0.5
在籍人員総数	153 986	161 753	170 506	177 824	182 943	5 119	2.9
支給決定人員（再掲）	・	・	169 732	177 045	182 167	5 122	2.9
知的障害者更生施設	101 011	104 590	108 703	110 994	112 224	1 230	1.1
支給決定人員（再掲）	・	・	108 680	110 987	112 218	1 231	1.1
知的障害者授産施設	49 774	53 817	58 364	63 322	67 242	3 920	6.2
支給決定人員（再掲）	・	・	58 342	63 321	67 242	3 921	6.2
知的障害者通勤寮	2 563	2 646	2 713	2 737	2 707	△ 30	△ 1.1
支給決定人員（再掲）	・	・	2 710	2 737	2 707	△ 30	△ 1.1
知的障害者福祉ホーム	638	700	726	771	770	△ 1	△ 0.1

注：「支給決定人員」とは、知的障害者福祉法第15条の12第2項の規定に基づき、施設訓練等支援費の支給決定を受けて入所した者をいう。

4 婦人保護関係

平成17年度中の婦人相談員及び婦人相談所における相談件数は249,382件で、前年度に比べ847件（前年度比0.3%）増加している。

また、「本人自身」からの相談の受付件数は193,508件で、前年度に比べ1,444件（同0.8%）増加している。（図4）



注：「本人以外」とは「福祉事務所」「縁故者・知人」「他の相談機関」等をいう。

5 老人福祉関係

(1) 老人ホームの施設数・定員

平成17年度末現在の老人ホーム（有料老人ホームは除く。）の施設数は8,554施設で、前年度に比べ249施設（前年度比3.0%）増加している。定員は537,618人で前年度に比べ17,562人（同3.4%）増加しており、「特別養護老人ホーム」が15,789人（同4.3%）、「軽費老人ホーム（ケアハウス）」が2,330人（同3.5%）増加している。（表7）

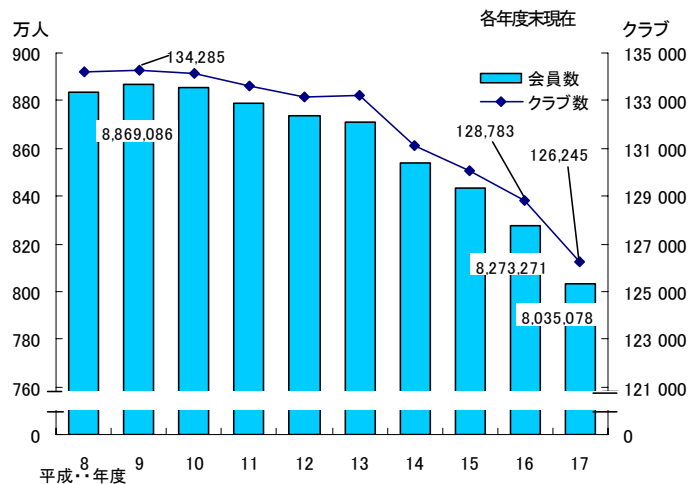
表7 老人ホームの施設数・定員の年次推移

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	各年度末現在 対前年度	
						増減数	増減率(%)
施設総数	7 471	7 700	7 991	8 305	8 554	249	3.0
養護老人ホーム	951	953	958	961	961	-	-
特別養護老人ホーム	4 871	4 966	5 152	5 393	5 587	194	3.6
軽費老人ホーム(A型)	243	239	239	237	235	△ 2	△ 0.8
軽費老人ホーム(B型)	36	35	35	35	33	△ 2	△ 5.7
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 370	1 507	1 607	1 679	1 738	59	3.5
定員総数	456 293	478 251	497 216	520 056	537 618	17 562	3.4
養護老人ホーム	66 628	66 699	66 927	66 973	66 676	△ 297	△ 0.4
特別養護老人ホーム	319 849	336 477	351 468	371 038	386 827	15 789	4.3
軽費老人ホーム(A型)	14 433	14 203	14 133	13 943	13 783	△ 160	△ 1.1
軽費老人ホーム(B型)	1 718	1 663	1 651	1 651	1 551	△ 100	△ 6.1
軽費老人ホーム(ケアハウス)	53 665	59 209	63 037	66 451	68 781	2 330	3.5

(2) 老人クラブ数・会員数

平成17年度末現在の「クラブ数」は126,245クラブで、前年度に比べて2,538クラブ（前年度比2.0%）、「会員数」は8,035,078人で、前年度に比べて238,193人（同2.9%）減少している。それぞれ平成9年度をピークに減少傾向にある。（図5）

図5 老人クラブ数・会員数



6 民生委員関係

平成17年度末現在の民生委員(児童委員)の数は226,582人で、前年度に比べ332人(前年度比0.1%)減少している。内訳は男性が94,300人で前年度に比べ553人(同0.6%)減少し、女性は132,282人で前年度に比べ221人(同0.2%)増加している。(表8)

表8 男女別民生委員数・構成割合の年次推移

	民生委員(単位:人)			構成割合(%)		
	総数	男	女	総数	男	女
平成13年度	224 032	98 276	125 756	100.0	43.9	56.1
14	224 402	97 949	126 453	100.0	43.6	56.4
15	224 582	97 462	127 120	100.0	43.4	56.6
16	226 914	94 853	132 061	100.0	41.8	58.2
17	226 582	94 300	132 282	100.0	41.6	58.4

また、民生委員が平成17年度中に処理した相談・支援件数は7,848,556件で、前年度に比べ265,506件(前年度比3.3%)減少している。

これを分野別にみると「高齢者に関すること」は4,283,072件で、前年度に比べ209,500件(同4.7%)減少しているが、「子どもに関すること」は1,397,340件で前年度に比べ98,307件(同7.6%)増加している。(表9)

表9 民生委員の相談・支援件数の年次推移

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	対前年度	
					増減数	増減率(%)
総数	8 933 604	8 671 567	8 114 062	7 848 556	△ 265 506	△ 3.3
高齢者に関すること	4 906 776	4 798 344	4 492 572	4 283 072	△ 209 500	△ 4.7
障害者に関すること	764 132	709 669	615 248	567 396	△ 47 852	△ 7.8
子どもに関すること	1 304 314	1 334 057	1 299 033	1 397 340	98 307	7.6
その他	1 958 382	1 829 497	1 707 209	1 600 748	△ 106 461	△ 6.2

7 社会福祉法人関係

平成17年度末現在の社会福祉法人数は18,258法人で、前年度に比べ372法人(前年度比2.0%)減少している。これを法人の種類別に見ると「社会福祉協議会」は747法人(同26.5%)減少しているが、「施設経営法人」は384法人(同2.5%)増加している。(表10)

表10 社会福祉法人数の年次推移

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	17 560	18 150	18 613	18 630	18 258	△ 372	△ 2.0
社会福祉協議会	3 401	3 381	3 308	2 824	2 077	△ 747	△ 26.5
共同募金会	47	47	47	47	47	-	-
社会福祉事業団	149	151	152	153	147	△ 6	△ 3.9
施設経営法人	13 864	14 449	14 978	15 468	15 852	384	2.5
その他	99	122	128	138	135	△ 3	△ 2.2

注:2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人(厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分)は含まれていない。

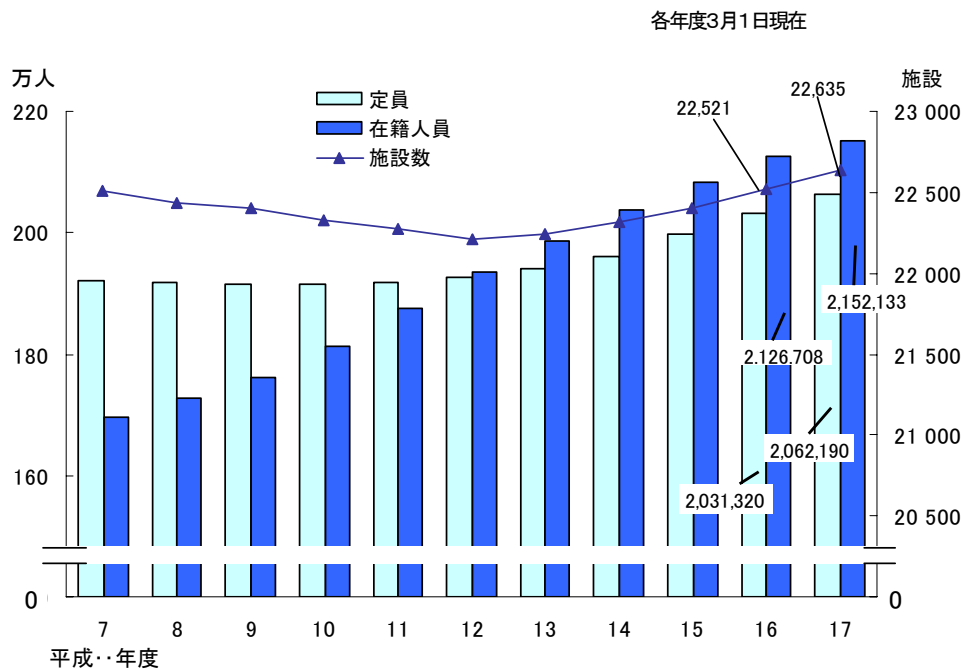
8 児童福祉関係

(1) 保育所の施設数・定員・在籍人員

平成 18 年 3 月 1 日現在の保育所数は 22,635 施設で、前年度に比べ 114 施設（前年度比 0.5%）、定員は 2,062,190 人で前年度に比べ 30,870 人（同 1.5%）増加している。在籍人員は 2,152,133 人で、前年度に比べ 25,425 人（同 1.2%）増加している。

また、在籍人員は平成 7 年度以降は増加傾向にあり、平成 12 年度以降は定員を上回っている。（図 6）

図6 保育所の施設数・定員・在籍人員

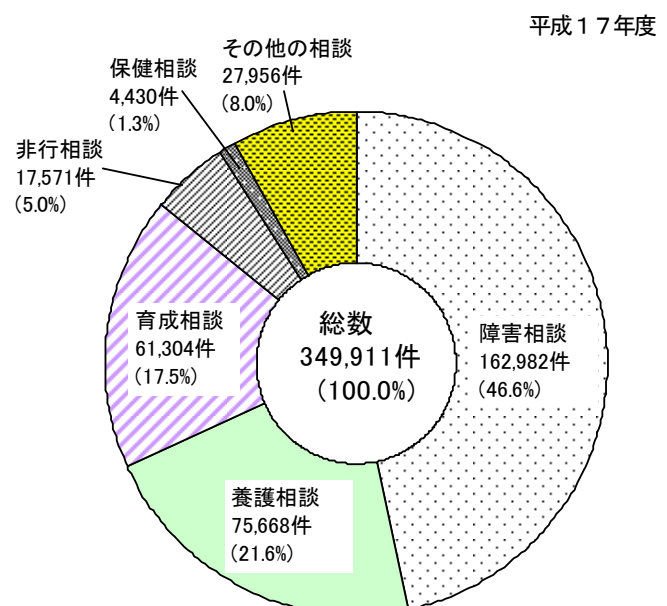


(2) 児童相談所における相談の種類

平成 17 年度中に児童相談所が対応した児童の福祉に関する相談件数は 349,911 件である。これを相談の種類別にみると、「障害相談」が 162,982 件（46.6%）と最も多く、次いで「養護相談」が 75,668 件（21.6%）、「育成相談」が 61,304 件（17.5%）等となっている。

（図 7）

図7 児童相談所における相談の種類別対応件数



(3) 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

平成 17 年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち「児童虐待相談の対応件数」は 34,472 件で、前年度に比べ 1,064 件（前年度比 3.2%）増加している。これを相談種別にみると、「身体的虐待」が 14,712 件と最も多く、次いで「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が 12,911 件等となっている。（図 8、9）

また、被虐待者の年齢別にみると「小学生」が 13,024 件、「3歳～学齢前」が 8,781 件、「0～3歳未満」が 6,361 件等となっている（表 11）。

図8 児童虐待の相談種別対応件数

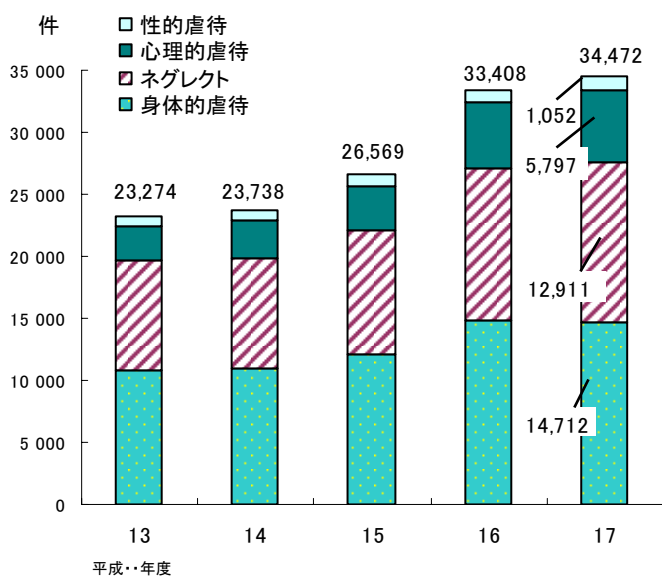


図9 児童虐待の相談種別構成割合

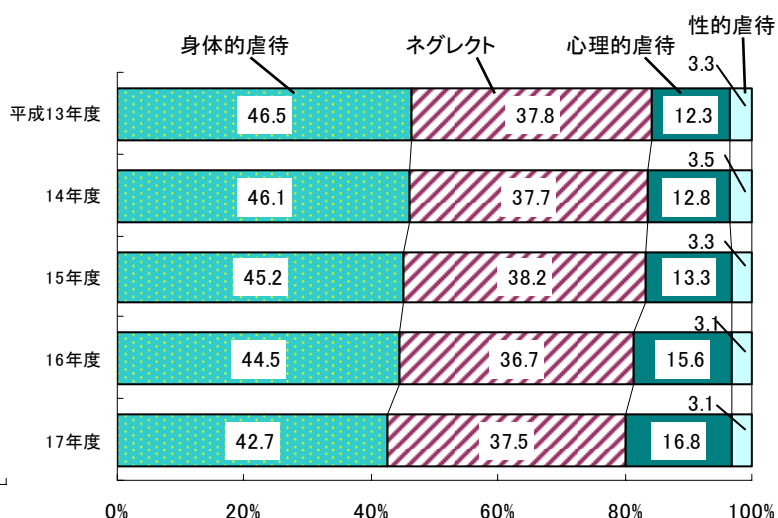


表 11 被虐待者の年齢別対応件数の年次推移

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	対前年度	
						増減数	増減率(%)
総数	23,274	23,738	26,569	33,408	34,472	1,064	3.2
0～3歳未満	4,748	4,940	5,346	6,479	6,361	△ 118	△ 1.8
3歳～学齢前	6,847	6,928	7,238	8,776	8,781	5	0.1
小学生	8,337	8,380	9,708	12,483	13,024	541	4.3
中学生	2,431	2,495	3,116	4,187	4,620	433	10.3
高校生・その他	911	995	1,161	1,483	1,686	203	13.7

9 戦傷病者特別援護関係

平成 17 年度末現在の戦傷病者手帳交付台帳登録数は 46,956 人で、前年度に比べ 4,736 人（前年度比 9.2%）減少している（表 12）。

表 12 戦傷病者手帳交付台帳登録数の年次推移

	平成13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	各年度末現在	
						対前年度	増減率(%)
総数	66,912	61,570	56,610	51,692	46,956	△ 4,736	△ 9.2

用語の定義

1 生活保護関係

(1) 被保護世帯数・被保護実人員（1か月平均）

各月中に1日（回）でも生活保護を受けた世帯数・実人員及び月の初日から末日まで引き続いて保護が停止されていた世帯数・実人員の合計を各年度について1か月平均としたもの

(2) 世帯類型別被保護世帯数（1か月平均）

各月における被保護世帯を下記の世帯類型別に区分したものを各年度について1か月平均としたもの

ア 高齢者世帯

平成16年度までは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯

平成17年度からは、男女ともに65歳以上の者のみで構成されている世帯もしくは、これらに18歳未満の者が加わった世帯

イ 母子世帯

平成16年度までは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）18歳から60歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

平成17年度からは、現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）65歳未満の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯

ウ 障害者世帯・傷病者世帯

世帯主が障害者加算を受けているか、障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯並びに世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯

エ その他の世帯

上記アからウのいずれにも該当しない世帯

2 身体障害者福祉関係

身体障害者手帳交付台帳登録数

身体に障害のある者（児）の申請に基づき、都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

3 知的障害者福祉関係

(1) 療育手帳交付台帳登載数

知的障害者(児)の申請に基づき、都道府県知事及び指定都市市長が交付する手帳について、各都道府県等に備え付けられている台帳に記載されている各年度末現在の数

(2) 知的障害者更生施設

知的障害者を入所又は通所させて保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設

(3) 知的障害者授産施設

知的障害者で雇用されることが困難な者を入所又は通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設

(4) 知的障害者通勤寮

就労している知的障害者を職場に通勤させながら一定期間利用させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行う施設

(5) 知的障害者福祉ホーム

就労している知的障害者が、家庭環境、住宅事情等の理由等により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図る施設

4 婦人保護関係

婦人相談所・婦人相談員

要保護女子に関する各般の問題、家庭関係の破綻、生活の困窮等に関する相談に応じ、必要な指導等を行うため、売春防止法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、都道府県に設置される相談所及び都道府県知事または市長が委嘱する相談員

5 老人福祉関係

(1) 養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護する施設

(2) 特別養護老人ホーム

65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護する施設

(3) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス）

無料又は低額な料金で老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設であって、A型は身寄りがない者、家族との同居が困難な者を、B型は自炊のできる程度の健康状態にある者を、ケアハウスは身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であって、家族による

援助を受けることが困難なものを入所させる施設

(4) 老人クラブ

老人福祉法及び「老人クラブ活動等事業の実施について」（平成13年10月1日老発第390号老健局長通知）に基づき、老人の心身の健康の保持増進に資するための事業を行う団体

6 民生委員関係

民生委員（児童委員）

生活困窮者、老人、児童、障害者等で援護を要する者の相談に応じ、援助を行うため、民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱した者

なお、児童福祉法により、民生委員は児童委員に充てられたものとされる

7 社会福祉法人関係

(1) 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に基づき設立された法人
なお、福祉行政報告例では、都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長が所轄庁である法人についてのみ報告されるため、2つ以上の都道府県の区域にわたり事業を行っている法人（厚生労働大臣及び地方厚生局長所管分）は含まれていない

(2) 社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として社会福祉法に基づき設立された団体であって、社会福祉法人として認可されているもの

(3) 共同募金会

社会福祉法に基づき、共同募金を行うことを目的として設立された社会福祉法人

(4) 社会福祉事業団

「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」（昭和46年7月16日社庶第121号社会・児童家庭局長連名通知）に基づき、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営を主たる事業目的として、社会福祉法人として設立された団体

(5) 施設経営法人

社会福祉法に規定する施設を経営する社会福祉法人

8 児童福祉関係

(1) 保育所

児童福祉法により都道府県知事、指定都市及び中核市の市長の認可を受けた保育所

(2) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県・指定都市に設置された相談所

(3) 児童相談所における相談の種類

ア 養護相談

父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談

イ 保健相談

未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息等を有する児童に関する相談

ウ 障害相談

肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談、盲、ろう等視聴覚障害児に関する相談、構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞、注意欠陥多動性障害等発達障害を有する児童等に関する相談、重症心身障害児（者）に関する相談、知的障害児に関する相談、自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談

エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のごく犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、触法行為のあったとされる児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

オ 育成相談

児童の人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある児童に関する相談、進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談

カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談

9 戦傷病者特別援護関係

戦傷病者手帳交付台帳登載数

旧軍人軍属であった者で公務上の傷病のあるものの申請に基づき、都道府県知事が交付する手帳について、各都道府県に備え付けられている戦傷病者カードに記載されている各年度末現在の数